

## 富山県警察署協議会に関する規則

富山県警察署協議会に関する規則を次のように定め、公布する。

平成13年4月27日

### 富山県公安委員会規則第6号

#### 富山県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに富山県警察署協議会条例（平成13年富山県条例第5号、以下「条例」という。）第3条第1項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(委嘱)

第3条 委員は、当該協議会の置かれた警察署の管轄区域内に居住又は勤務する者で、委員の職務を遂行するに足る人格、識見等を有し、当該管轄区域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者のうちから委嘱するものとする。

2 委員の委嘱は、別記様式の委嘱状を交付して行うものとする。

(解嘱)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を遂行できないとき。
- (2) 委嘱を受けた警察署管轄区域に住居及び勤務先を有しなくなったとき。
- (3) その他正当な理由なく会議を欠席するなど、職務に支障をきたしたとき。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が警察署長と協議の上、招集する。

- 2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の会議の招集を求めることができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日富山県公安委員会規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日富山県公安委員会規則第14号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月7日から施行する。

附 則（平成18年3月24日富山県公安委員会規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日富山県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月29日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日富山県公安委員会規則第8号）

この規則は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和3年3月22日富山県公安委員会規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

警 察 署 協 議 会	委 員 の 定 数
富山県入善警察署協議会	4 人
富山県黒部警察署協議会	5 人
富山県魚津警察署協議会	5 人
富山県滑川警察署協議会	4 人
富山県上市警察署協議会	5 人
富山県富山中央警察署協議会	12 人
富山県富山南警察署協議会	9 人
富山県富山西警察署協議会	8 人
富山県射水警察署協議会	8 人
富山県高岡警察署協議会	12 人
富山県氷見警察署協議会	5 人
富山県砺波警察署協議会	5 人
富山県南砺警察署協議会	5 人
富山県小矢部警察署協議会	4 人

別記様式（第3条関係）

委 嘱 状

委 員 氏 名	
富山県 警察署協議会委員に委嘱します 任期は 年 月 日までとします	
年 月 日	富山県公安委員会 印